

1.サービス名	外国送金リピートサービス
2.取扱時間	午前9時から午後3時まで
3.取扱店舗	なかぐすく支店・美ら島支店を除く店舗で取り扱っております。
4.サービス内容	<p>◆仕組み 特定のお受取人宛の外国送金を反復して行う場合の依頼書を当行で事前に自動作成し、お客様へ出力印字された依頼書を差し上げるサービスです。お客様にとって次の利点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載する手間を省くことができます。</li> <li>・誤記載やスペルミスを未然に防止することができます。</li> <li>・迅速かつ円滑に送金手続きを行うことができます。</li> </ul> <p>◆対象のお取り引き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電信送金(TT)の外国送金</li> <li>・金額を除く送金内容が同一の外国送金</li> <li>・当行の本支店で定期的に取り組まれる外国送金</li> </ul> <p>◆対象外のお取り引き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通送金(MT)</li> <li>・送金小切手(DD) (お受取人の支払銀行が日本国内に所在する送金)</li> <li>・送金取組後、送金内容の変更・組戻しが発生した送金</li> </ul>
5.手続き	<p>◆お申込み お取り引き店舗の店頭でお申込みください。 なお、お申込みの際は既往の送金依頼書お客様控をご提示ください。</p> <p>*リピートサービス用の専用依頼書（印字出力済）はお取り引き店舗でお受取りください。</p>
6.手数料	<p>リピートサービスの印字出力に係る手数料は無料です。</p> <p>*外国送金の手数料等につきましては、当行所定の手数料より500円割引いたします。</p>
7.法令関係	<p>◆外為法上及びマネーロンダリング防止の観点より10万円相当額を超える金額の送金につきましては、運転免許証等で本人確認を行う場合があります。</p> <p>◆送金目的が貿易外で3,000万円相当額を超える金額の送金につきましては、財務大臣宛の報告書のご提出が必要です。</p> <p>◆税法上、100万円相当額を超える金額の送金につきましては、弊行は取引内容を記載した調書を国税宛提出致します。</p> <p>◆外為法上、経済制裁対象国とのお取り引きについては、適法性を確認のうえ、お取扱い致します。</p>
8.重要事項・リスク等の説明	<p>◆リピートサービスは過去に当行の本支店において取組まれた外国送金が対象で、将来反復取引を予定する初回の送金につきましては、通常の外国送金依頼書により手続きを行なわせていただきます。</p> <p>◆リピートサービスをご利用いただく場合には、出力された印字の訂正はできません。 なお、訂正を必要とする場合には通常の外国送金依頼書へお客様ご自身でご記入し、ご提出ください。</p> <p>◆出力印字されたリピートサービス専用の依頼書は、お客様情報の銀行の守秘義務の確保の観点より店頭において当該送金の依頼人ご本人様へ交付いたします。原則、第三者によるお受取りはできません。</p> <p>◆本項目に定めのない内容につきましては外国送金（P4）をご参照ください。</p>